二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ホラ一五の一から一五の五まで、一六の一から一六の三まで、タカウセ一九から二一まで、川カド一五、一六の一、夏焼町フカサワ三三一の三、三三一の四、三三一の六、三三一の八、カヤダテ四一一の四・四一二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、川手町ヤタイラ四の二、五の四、ノマキ一一の五、シバクコ五の二から五の四まで、マンジサワ一二、ヒカシ一の二（次の図に示す部分に限る。）、一の七、ツキノキ二、三の六、シロノ上四、四の二、四の三、七、シロ山二〇の五から二〇の七まで・二〇の二四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、シシナド八の九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市連谷町栃平一六の一二から一六の一四まで、一六の二六、一六の五六、二二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市連谷町栃平一六の一二（次の図に示す部分に限る。）、怒田沢町入山一二の二、一九の二、クルミ三一の二、下口二四の二、田ノ口一四の一三、一五の三、二三の二、向イ田一四の二、二〇の二、三〇の二、向イ山四一の三、屋毛一九の五、御内町青木一の二〇から一の二三まで、後川三の七〇、三の七一、浦山四九の二、大下里一四の二、大沢二の三七から二の四四まで、上浦山一〇の二、亀割一の九、二の二九から二の三二まで、小松洞一九の二、下切一の五、二の二、三の二、七の九、下向三の一〇、三の一一、滝沢一の三三、二の三五から二の三九まで、三の三六から三の三八まで、田ノ口二五の二、二六の二、二七の二、二九の二、三二の二から三二の二五まで、三三の二、田ノ土里三の二、長田山一七の二、天狗山一の一四から一の二一まで、二の七四から二の八三まで、登沢四の二五、場羅一の八、二一の六、三四の二、日陰一の二〇、五の二、六の二、宮小屋二〇の四、森下一の三三、一の三四、一の三六から一の三九まで、上八木町臼木二六の二、座当八の二、川面町枝玉二の四、大日影三四の二、三五の三、四一の二、四二の二、奥山三七の二一六から三七の二一九まで、上貝戸三の一〇、草沢一〇の五、一一の四、伝五郎貝戸一の二、日影二の二、一八の二、三二の三、桧洞二八の三、大多賀町隠屋一の九一、下平五の六五、五の六六、西田一〇の五三、八子二の二、一一の二、ハマイバ二一の六九から二一の七三まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県額田郡幸田町大字上六栗字歌山一の三・一の一三・一の二七・一の三〇・一の三三・一の三四・一の三七・一の四七・一の四八・一の五〇・一の五一・一の九〇・一の九七（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三一、一の四〇、一の四三、一の五二、一の五三、字北山一の一三・一の一四・一の一八・一三の一〇・一六の一・一六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二七から一の三〇まで、一一の三八、一三の五八から一三の六九まで、一六の三六、一六の三八から一六の四〇まで、二〇の八から二〇の一三まで、字南山一の二・一の三・四一の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の四、一の五、一の二一、一の二八、一六の一から一六の五まで、二四の八から二四の一三まで、二七の六、二七の一二から二七の一七まで、三五の一、三五の三から三五の一〇まで、三五の一二から三五の一四まで、三五の一六から三五の一八まで、三五の二〇から三五の三三まで、三五の三九、四一の二、四一の四から四一の七まで、五三、五三の一、五三の四、五三の一四から五三の二六まで、五三の五一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市須淵町字中坂一（次の図に示す部分に限る。）、一八の二、二一の二、二五、字京田三の七、五の五、一一、一三の三、二一の五、字地神四六の二、字上切六四の四、字鹿草前七の一、七の六、四二、字屋名平四四の一・四四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四五、字杉ノ入七（次の図に示す部分に限る。）、四、字木ノ田六、字藤源田八・一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字向田一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一六の二、一八の一、一八の二、字水戸野六、一〇の五、三三の一、四三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）